

八王子市被保護者就労準備支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、生活保護法の規定に基づき、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない被保護者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市とする。

(事業の実施)

第3条 本事業の全部または一部を、適切な運営ができると認められる事業者にも業務を委託することができる。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除く。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者。
- (2) 現に就労している被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより、増収が見込まれる者のうち、本事業への参加を参加する者。

(事業内容)

第5条 次に掲げる支援を実施する。

- (1) 日常生活自立に関する支援
- (2) 社会生活自立に関する支援
- (3) 就労自立に関する支援
- (4) その他、福祉事務所長が必要と認める支援

(支援の実施期間)

第6条 原則として、最長で1年とする。

(個人情報保護)

第7条 本事業に従事する者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはいけない。また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(支援員の配置)

第8条 本事業の実施に当たっては、就労支援員を配置する。

(補則)

第8条 事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。